

サレタレ

其他 数項

解決 事項

- 一 爭議中 四百箇ノ 食費 一人 当リ 五十 円 計 六十二 円 支給
- 一 爭議費用 トシテ 金 一 封 二十 円 ヲ 支給
- 一 定休日 変更ハ 三日 前ニ 発表ス 四大節ハ 公休日トシ 臨時 手当 ヲ 支給ス
- 一 五五年 以 勤続者ハ 退職 手当 支給ス 月給 又ハ 日給ノ 月額ノ 三分 勤務 年数 倍 人材 抜擢
- 一 皆 勤 賞 與 一 支給ハ 就業 規則ニ 依ル

6. 9 21
3047

佐々木伸領 行 事務 (八一九一トヨ)

高 都 市 下 宮 区 東 九 条 山 王 町 九 三

労働者 九名

考加者 全員

火 熱 作 業 ナルニ 十二 時 労 働 ヲ 強ヒ ラル 夕 上 食 事ハ 粗 糲
 ナルモ 一 工場ニテ 支給スル 等 待遇 苛酷ナルニ 不 満ヲ 抱
 ケ ワーア リシ 職 工ハ 八月 十九 日 要 求 書ヲ 提出シテ 争議ニ
 入リシモ 翌 二十 日 労 務 員 会 員ノ 結果 月 滿 解決ス

要 求 事項

- 一 昇 当 代 トシテ 各自 日 五十 円 ヲ 支給 スルコト
- 一 即 時 賃 銀 一 割 五 分 値 上 ノコト
- 一 労 働 連 合 加入ノ 自由
- 一 争 議 時 寫 一 日 十 時 寫 ト スルコト